



農業者年金に加入しましょう!

少子・高齢化に対応した農業者のための年金制度が
平成14年1月1日からスタートしました

◎ 制度の特色

- ① 安定した年金の財政運営ができるしくみです
将来の年金受給に必要な原資を自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金であるため、加入者や受給者の数に影響されない安定した年金の財政運営ができます。運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることはありません。
- ② 農業に従事する方は広く加入できます
国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や家族従事者も加入できます。脱退も自由です。脱退してもそれまでに支払った保険料は将来年金として受け取れます。
- ③ 保険料の額は自由に決められます
毎月の保険料は20,000円を基本に、最高67,000円まで1,000円単位で自由に決められます。農業経営の状況、老後設計に応じて保険料を自由に設定でき、いつでも見直すことができます。
- ④ 80歳までの保障が付いた終身年金です
年金は終身受給できますが、加入者や受給者が80歳までに受け取るはずの農業者老齢年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。
- ⑤ 税制面でのメリットがあります
保険料は全額(年額最高80万4千円)社会保険料控除(所得控除)の対象となります。年金は公的年金等控除の対象となります(個人年金の場合、控除額の上限は5万円です)
- ⑥ 意欲ある担い手に保険料助成があります
若くて意欲のある担い手(認定農業者で青色申告など)なら、一定の条件を満たせば政策支援(保険料補助)が受けられる政策年金です。

*ただ今加入推進中

申込み・問合せ 農業委員会事務局 ☎029-288-3111 (内線361・362)
 J A 水戸常北支店 ☎029-288-2067
 J A 水戸かつら支店 ☎029-289-2711
 J A 茨城中央 ☎0296-74-4700

農地流動化奨励金を交付します

町内農地の遊休・荒廃化を防ぎ、併せて地域農業担い手の育成及び農地流動化の促進を図り、経営規模を拡大し生産性の高い農業経営を目指す農用地の借手農家に対して、交付条件を満たせば予算の範囲内で農地流動化奨励金を交付しています。

(交付条件)

- ・町内の農地の流動化を図った1.5ヘクタール以上の農用地を耕作する農家(農業生産法人を含む)であり、10アール以上の農用地を借りる町内の農業従事者(農業生産法人を含む)であること。
- ・3年以上の利用権を設定した農用地であること(親子間、同一世帯間は除く)。
- ・水田農業構造改革対策事業による生産調整目標面積達成農家であること。

(交付金額)

利用権設定期間	10アール当たり奨励金(借手農家)
3年以上6年未満	5,000円
6年以上10年未満	7,500円
10年以上	10,000円

*奨励金の交付は、対象農用地につき1回を限度とする。

